

自宅で!オフィスで!とにかく早いe-Tax

杉並税務署 緑川光署長に聞く

納税者の期待に応える税務署目指す



<プロフィール> 緑川 光 (みどりかわ ひかる)
福島県出身。東京国税局総務部税務相談官、東京国税不服審判所副審判官、札幌国税不服審判所審判官、東京国税局調査二部統括国税調査官、荻窪税務署長を経て現職に就任。週末はサイクリングや、夫人と2人で美術館巡りをして過ごす。ほかにも、油絵、野球、写真、ガーデニング、料理など「多趣味が趣味」。モットーは「元気はつらつ」。

くの方々にご参加いただき、地域の納税者に対して、期限内納税やe-Tax利用などさまざまなPR活動を行いました。小学校ジュニアバンドや高校生のチャリダー・吹奏楽部、ハーレーダビッドソンのデモンストレーションなど、とてもにぎやかなパレードでしたので、多くの方々に楽しんでいただけたのではないのでしょうか。杉並区や杉並都税事務所、各民間協力団体など、地域が一丸となったからこそ、これだけ大きなイベントを開催できたのだと思います。

Q・杉並区といえば、住基ネット(住民基本台帳ネットワーク)への接続を長く拒否していた自治体です。ね。

緑川 そうですね。杉並区は昨年1月によりやく住基ネットに接続したばかりです。わたしどもが推進しているe-Tax

信頼される税務行政を

Q・いまのお話にありましたe-Taxとはどのようなもので、利用メリットはどんな点にありますか。

緑川 e-Taxは、インターネットを利用して自宅やオフィスから確定申告や納税ができるシステムです。e-Taxを利用することで、納税者は税務署へ足を運ぶことなく申告でき、時間や手間を大幅に短縮できます。また、紙の申告書で申告する場合に添付しなければならぬ書類を省略できる上に、通常の申告だと還付まで6週間かかるところを、e-Taxでは3週間程度に短縮されます。さらに、初めてe-Taxを利用する人は、最高で5千円の税額控除が受けられます。このように、納税者の皆さまにとって多くのメ

リットがありますので、ぜひともe-Taxを利用していただければと思います。

法人会

法人会は「健全な経営・正しい納税・社会貢献」をテーマに活動する経営者の団体です。
あなたも仲間になりませんか！

会員募集中 法人会 検索

財団法人 全国法人会総連合

ますか。

緑川 当署では、効率的な税務行政の運営を目指しています。一例を挙げますと、今年の所得税の確定申告では、オンラインを活用し署内で情報を共有することにより、申告書の入力作業などを円

Q・前事務年度は同じ杉並区の荻窪税務署長をなさっていたそうですね。2年続けて杉並区内の税務署長ということで、杉並の街に詳しくなったのではないですか？

緑川 そうですね。2年間でかなり杉並の街に詳しくなると自負しています。4月の桜の季節なら、区内の桜の名所はだいたい分かります。税務署長は1年で異動になることが多いのですが、同じ杉並区内の税務署長を続けて担当するというところで、2年間にわたって杉並区の税務行政に貢献できると、心が引き締ま

る思いがしています。

Q・杉並に詳しい緑川署長にお伺いします。杉並税務署とはどのような税務署ですか？

緑川 杉並署は、昭和15年に淀橋税務署(現・新宿税務署)から分離独立し、今年で70周年を迎えます。同24年に荻窪税務署ができたことから区の西部を分離移管し、現在では阿佐ヶ谷、高円寺など約18・38平方キロメートルを管轄しています。現在の庁舎へ移転したのは同41年です。杉並区といえは、高級住宅地としてのイメージがあります。政機関や民間団体から多

務署と比較すると、当署のほうが新宿に近い分だけ商業圏としての性質が強いように思います。商業圏と住宅圏が混在した地域といえるのではないのでしょうか。

Q・税務署と地域の結び付きはどうですか？

緑川 杉並区には納税意識の高い方々が多くお住まいになっていく中で、各関係民間団体の活動も非常に活発です。こうした方々のご協力により、昨年11月の「税を考える週間」には大規模な街頭パレードを実施することができました。各行

間協力団体など、地域が一丸となったからこそ、これだけ大きなイベントを開催できたのだと思います。

Q・杉並区といえば、住基ネット(住民基本台帳ネットワーク)への接続を長く拒否していた自治体です。ね。

緑川 そうですね。杉並区は昨年1月によりやく住基ネットに接続したばかりです。わたしどもが推進しているe-Tax

滑に進められるよう取り組みました。毎日、午後3時に各担当から申告書の処理状況をパソコンで報告させ、未処理の申告書がたまっている部門に人員を再配置します。これが驚くような成果を上げまして、例年であれば4月上旬まで取り組んでいた確定申告書の処理ですが、今年は1週間ほど早く完了しました。とにかく忙しい確定申告の時期ですが、効率的に人を動かして、挙署一体体制を実現することで、行政コストを抑えることに成功しています。効率的な事務運営により署の職員にも余裕ができますので、納税者の方に対するサービスの質も自然と高まっているのではないかと思います。

また、税務行政の核となるのは「適正・公平な課税」の実現です。その実現には、税法や会計

(2面へつづく)

めざします 企業の繁栄と社会への貢献

社団法人 杉並法人会

〒166-0004 東京都杉並区阿佐谷南1-35-23
第一横川ビル 301
TEL: 03-3312-0912 FAX: 03-5377-2274
E-mail sugiho@ce.mbn.or.jp



社団法人 杉並青色申告会

〒166-0004 東京都杉並区阿佐谷南3-1-26-201
TEL: 03-3393-2831 FAX: 03-3393-2864
URL: http://www.aoiro.org
E-mail info@aoiro.org



たばこ税引き上げで禁煙

今年10月から、たばこが1箱100円程度値上げされる。平成22年度税制改正で、たばこ税の増税が決まったためだ。

また、たばこ販売大手のフィリップ・モリスは、

主力商品「マルボロ」など73銘柄を6月から1箱20円値上げする。増税と事業者による値上げのダブルパンチを機として、

禁煙外来は医療機関で医師が治療を行うため、その費用は医療費控除の対象になる。ただし、保険を適用した禁煙治療を受けるには①ニコチン依存症テストが5点以上②1日の喫煙本数×喫煙年数≧200以上③治療方法を承諾——これらの要件を満たす必要がある。

満たさない場合は保険の利かない自由診療となるが、医療費控除については保険の適否に左右されないで、自由診療でも医療費控除対象となる。

自由診療でも医療費控除

▶申請の際には書類の不備に要注意

家電製品に引き続き住宅にもエコポイント制度が導入された。

付与されるポイント数は、新築の場合は省エネ基準をクリアしていれば一律30万ポイントだが、リフォームの場合は①窓の断熱改修は1カ所当たり2千〜1万8千ポイント②外壁、屋根・天井または床の断熱改修はそれぞれ3万〜10万ポ



「住宅版エコポイント」制度の申請受け付けが始まった。これはエコ住宅を新築またはエコリフォームした際にポイントが付与され、そのポイント数に応じて商品やサービスなどが受けられるという仕組み。また、ポイントは即時償却も可能だ。住宅を新築・リフォームしたときには、税制上でも各種優遇措置が設けられており、併用した場合にはかなりの効果が期待できる。

エコポイント&住宅減税

ダブルでこんなにオトク

さらに注目なのが自宅をリフォームした際に利用できる、「リフォーム減税」だ。リフォーム減税には、住宅ローンを使ってリフォームを行った場合の「ローン型減税」と自己資金でリフォームを行った場合の「投資型減税」が用意されている。

「ローン型減税」は、年末ローン残高の2%（1%）を税額控除できるというもの。控除限度額は200万円（1千万円）で、対象となる借入金は償還期間5年以上の

住宅ローンだ。一方「投資型減税」とは、工事費用の10%（最大30万円）が税額控除できるといふもの。こちらは1年限りだ。

これらの減税制度は、対象となる工事が「省エネ」「バリアフリー」「耐震」と限定されているが「ローン型減税」は省エネとバリアフリーのみ、要件の一部が住宅エコポイント制度と重複。エコポイント制度と減税制度は併用が可能なので、場合によってはかなりオトクとなる可能性がある。

たとえば、自費で200万円をかけて居室の窓全部の断熱工事を行った場合、まず200万円の10%で20万円が税額控除される。さらに窓の改修が大1カ所、中6カ所、小10カ所プラス床の改修工事なら、エコポイントが合計して21万ポイント付与。実質的に41万円の値引きとなるのだ。

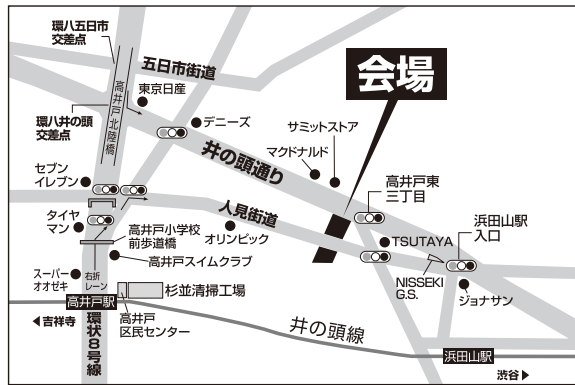
住宅エコポイント制度の適用対象期間は、新築は同21年12月8日から同22年12月31日、リフォームは同22年1月1日から同22年12月31日に建築・工事着手したもの。また省エネとバリアフリー・リフォームの投資型減税も、同22年12月31日で終了する。リフォームを考えているのなら、いまが絶好の機会であることは間違いなく。

リフォームなら断然今年

一戸建てはもちろん、二世帯から賃貸併用住宅、アパートまで何でもご相談ください。

家づくりGWフェア開催 4/24(土)〜5/9(日)の土日祝

出展メーカー 旭化成ヘーベルハウス・スウェーデンハウス・住友林業・住友林業ツーバイフォー・積水ハウス 大成建設ハウジング・ダイワハウス・東急ホームズ・パナホーム・ミサワホーム・三井ホーム・三菱地所ホーム



■会場／杉並区高井戸東3-36-35
■駐車場完備 ■営業時間／午前10時〜午後6時
■年中無休（モデルハウスにより異なる場合があります。）
■企画・運営／(株)サンフジ企画

センターハウス
Tel.03-3332-8032
平日も営業しておりますのでお気軽にご来場ください。

井の頭通り・人見街道沿い、井の頭線「浜田山」駅から徒歩5分。

浜田山住宅公園

TAX・経営プチ解説

ジム付きマンション

消費税の課税は？

本格的な器具を用いてダイエットや体力強化に取り組めるのがトレーニングジム。天候に左右されないだけでなく、トレーナーが各個人に合わせたアドバイスをしてくれるため、効率的な運動をすることが可能だ。

近年、こうしたトレーニングジムを備えた賃貸マンションが増えている。その利用料は賃料に含まれていることが多いが、この場合の消費税の課税関係はどうなっているのだろうか。

居住用マンションの家賃は原則として非課税扱い。しかし、トレーニングジムを備えたマンションの場合、そのジムをマンション住人以外の人が利用可能かどうかによって取り扱いが変わってく

▶賃貸マンションにも付加価値が求められる



る。利用可能であれば、賃料のうちジムの利用料金に当たる部分のみが消費税の課税対象になるが、そうでなければ非課税となる。

トレーニングジムの使用料に限らず、賃料にさまざまな施設の利用料が含まれるケースは少なくない。

たとえば駐車場の使用料が賃料に含まれる場合、住人が自動車を所有しているかどうかにかかわらず、全室に1台以上の駐車場が付属する場合は非課税だが、それ以外の場合は駐車場料金を合理的に区分した金額が課税対象となる。

マンションに付属する施設・設備の使用料は、①全住宅にその施設・設備が付属している②住人のみの利用が前提となっている——など、住宅に対する従属性がより強固な場合にのみ非課税となるわけだ。

一方、マンションの経営者が賃料とは別に徴収する金銭については、基本的には消費税の課税対象と考えていい。ただし、住民が均一に負担する性質のものである「共益費」は、その名目にかかわらず非課税となる。

親の借地に子が家

贈与税かからない？

ちまたではある首相やある幹事長のカネ問題がいまだに沈静しきっていない。どちらも身近な間柄での贈与が絡む話であることに共通点がある。贈与税がクローズアップされ、世間の親子間贈与に対する目も厳しくなったように思われる。しかし、どんな場合でも親子間の財産のやりとりすべてがしゃくし定規に課税されるというものではない。

たとえば、親が借地権所有者というケース。通常、土地を借りていると、権利金が慣習となっている地域では、借地人から土地を又借りして家を建てる場合、又借りした人は本来の借地人に権利

住宅資金を借り換え

ローン控除OK

住宅を新築・購入する際に多くの人が利用する住宅ローン。固定金利や変動金利、一定期間は固定金利で後に変動金利に移行するものなどもあり、その商品展開は実に多彩だ。

住宅ローンの金利は常に変動しているので、すでに利用している住宅ローンより金利の低い商品が、後になって登場するケースは少なくない。このような場合に活用されるのが、住宅ローンの「借り換え」だ。家計の状況に合わせて「当面の返済額を低く抑えたい」場合や、変動金利のローンを利用している人が「将来の金利変動リスクを回避したい」といった場合にも、住宅ローンの借り換えが行われる。

金や地代を払うのが普通だ。

しかし、親の借地に子どもが家を建てたとき、権利金や地代を支払うこともまた普通はない。

親の借地権を子どもが権利金や地代なしに無償で使用した場合には、借地権の使用貸借となり、借地権の使用貸借による借地を使用する権利の価額はゼロとして取り扱われている。おかげで、子どもに贈与税が課税される心配はないわけだ。

ただ、そのためには、借地権を使用する子ども・借地人の親・地主の3人が、その借地権を使用貸借で又借りしていることを連名で確認する「借地権の使用貸借に関する確認書」を、使用貸借で借り受けている子どもの住所地の所轄税務署長に提出する必要がある。

なお、借地権の貸借が使用貸借に当たらない場合には、実態に応じ借地権または転借権の贈与として贈与税が課税されることもある。また、使用貸借されている借地権は、将来親から相続するときに相続税の対象となる。相続税計算におけるこの借地権の価額は、他人に賃貸している借地権の評価額ではなく、自分で使っている借地権の評価額となる。

ここで気になるのが、住宅ローンを借り換えた際に、すでに適用を受けている住宅ローン控除を継続して適用できるのかということ。

これについては、国税庁がすでに取り扱いを明確にしている。

それによると、住宅ローンを借り換えた場合にも、同制度を継続して適用することが可能だ。ただし、新たに借り入れた住宅ローンが以前の住宅ローンを消滅させるためのものであることが明らかであり、かつ、その借入金を住宅の新築や購入、増改築のための資金に充てる場合に限られる。もちろん、同時に、「10年以上の割賦償還の方法で返済する」など、同制度の適用要件を満たしている必要がある。

さらに国税庁は、この取り扱いについて「一度目の借り換えのみに限るべきものではない」としている。つまり、一度借り換えた住宅ローンを再度借り換えた場合も、同制度を継続して適用することが可能というわけだ。

平野豊・平野弘道税理士事務所

税理士 平野 豊
税理士 平野 弘道

〒166-0004 東京都杉並区阿佐谷南1-14-5
小田ビル8階

TEL：03-3316-7291 FAX：03-3315-8510

URL：http://www.hiranozeirishi.com

澤登税理士事務所

税理士 澤登 寛

〒160-0002 東京都杉並区高円寺北2丁目22番5号
キャニオンプラザ 302号

TEL：03-3339-4131 FAX：03-3336-2302

東京商工会議所入会のご案内

- ☒ 事業資金を調達したい
- ☒ 社員の育成をしたい
- ☒ 新規取引先を開拓したい
- ☒ 経費削減、コストダウンしたい
- ☒ インターネットで販路拡大したい
- ☒ 共済でもしもの時に備えたい…
- ☒ 新卒・中途人材を採用したい

中小企業経営者の皆さま！
その悩み、東京商工会議所が
解決をお手伝いします！

お問い合わせ：東京商工会議所 杉並支部 ☎03-3220-1211
杉並区阿佐谷南3-2-19 区立産業商工会館2階 http://www.tokyo-cci.or.jp/suginami/

吉川税務会計事務所

税理士 吉川 裕一

〒166-0011 東京都杉並区梅里1-15-13
エントピア高円寺 701

TEL：03-3313-5534 FAX：03-3313-3536

E-mail y.yoshikawa@yta-office.com

納 税 通 信

東京国税局管内 特別号外
杉並区エリア版 杉並税務署編
平成 22 年 4 月 16 日発行
© エヌビー通信社

『納税通信』（東京国税局管内 特別号外 杉並区エリア版）は、「税務行政当局と納税者の相互理解を深めるための情報紙」として、杉並区内全域の『日本経済新聞』（宅配分）に不定期で折り込み配布している無料紙です。発行に際しては杉並税務署に取材面でご協力いただきました。また、杉並法人会、杉並青色申告会をはじめとする税務協力団体や、地域の経営者を強力にサポートする税理士の先生方、さらには地元に着目した活動を展開する経済団体、金融機関、保険会社などに、ご賛同および協賛をいただきました。紙上にて御礼申し上げます。

<お知らせ>

本紙『納税通信』の通常号は
毎週月曜日発行です。

年間購読料（前納・送料共）36,700 円

購読・広告申込 www.nouzei.jp
03(3971)0114(直通)

名義預金は、名義人と実質所有者が異なる預金のこと。配偶者や子ども、孫などの名前で預金していても、名義を借りているだけにすぎないため、実質所有者に相続が発生すれば、被相続人の財産として他の資産と合わせて相続税の課税対象となる。このため名義預金は、相続税調査シーンで調査官が最もマークする資産となっているわけだ。

とはいえ、一見すると「名義人

たたけば 埃の出る資産

金融機関に家族らの口座があった場合、名義預金かどうかを判断するコツがあるという。キーワードは「印鑑」「筆跡」「利

あれば、取引があった可能性を探る。また、こうした痕跡がなくとも、家や会社の最寄り駅となっている付近の金融機関は調べ。「通常、銀行口座を設けるとしたら自宅近くか乗り降りする駅前の金融機関」（調査官）というためだ。



▼預金通帳は入念にチェックされる

銀行の選別だが、取引口座がなかったにも関わらず被相続人の家にカレンダーや粗品などがあれば、取引があった可能性を探る。調査シーンでは、代表相続人、共同相続人の氏名や住所、職業、被相続人との続柄などを書いてもらうことがある。これは、記載内容の確認ということだけでなく、相続人の筆跡確保という意味もある。預貯金、入金伝票その他重要書類に残されている筆跡と突合して、名義預金把握に役立てるわけだ。

また、家族名義の預金の利息からも名義預金が発覚することがある。家族名義の預金の利息を、被相続人の預金口座に移し、被相続人が消費していると認められる場合には、名義預金の可能性が高くなるという。

預金通帳や証書類などカギとなる書類を誰が管理していたかも重要な手がかりだ。たとえば、被相続人がすべ

相続税の課税を免れようと一部の資産家はあの手この手で資産隠しを行うが、現金資産の隠し場所でも最もポピュラーなのが、名義人と実際の所有者が異なる「名義預金」だという。このため、相続税調査シーンで一番にマークされるのもこの部分。一見すると普通の預金にしか見えない名義預金だが、果たして税務署はどうやってその実態を突き止めているのか――。

名義預金ありませんか？

印鑑、筆跡、利息から探り当てる

てを管理し、名義人である家族は、自分が名義人である事実はもちろん、その預金の存在すら知らなかったというケースは、当然、名義預金と見なされる。相続税調査で調査官がチェックする先は、当事者たちだけとは限らない。取引先金融機関や債権者、債務者などへの反面調査で外堀を埋める必要が生じる場合があるからだ。

具体的には、証ひょう類や帳簿類を検査したり、担当者に直接質問するなどして、被相続人や相続人の関係書類、答弁などと突合する。

なお、金融機関への残高確認や預金の動きは、過去5年ぐらいいまでさかのぼってチェックする。大口資産家の場合は、過去10年までさかのぼって確認する場合もあるという。

こうして名義預金の実態が確認されると、今度はさらに突っ込んだ調査が行われる。名義預金を精査することにより新たな別の資産が見つかることが多いからだ。

たとえば、定期的な出入金があれば、資産価値のあるものの振り替えや貸付金の回収などの可能性を検討する。大口の引き出しがある場合は、どのような財産に転化されたのかを確認する。生命保険料の引き落としがあれば、保険金や保険契約に関する権利が適正に申告されているかどうかを確認する。固定資産税の支払いがある場合は、その不動産が正しく申告されているかを確認すると同時に、ほかにも不動産がないかを確認する。

名義預金は、そこからまた別の隠し資産が見つかることも多いとして、一部の調査官の間では「たたけば埃が出る資産」と言われる。いらぬ疑いをかけられぬよう、資産管理は普段からキッチリと行っておきたい。

セミナー【設備機器リースを利用した賢い賃貸併用住宅経営セミナー】開催

日時 平成 22 年 4 月 23 日(金)、4 月 24 日(土)
13 時～ 17 時(受付開始 12 時 30 分)
会場 新宿マインズタワー 21 階スカイルーム
定員 30 名
参加費 無料

共催：東京電力、積水ハウス東京西支店

申し込み・お問い合わせ

TEL：0120-78-3221
FAX：03-5352-3229

積水ハウス セミナー事務局 担当 藤、岸野 まで

スケジュール

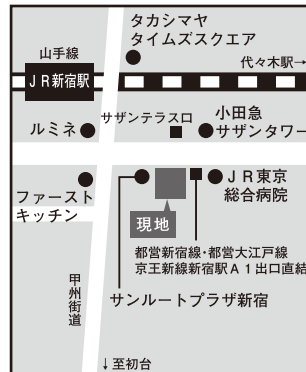
★個別相談：13:00～17:00 ※要予約

<1部>13:00～13:50

設備機器リースを利用した賢い賃貸併用住宅経営
講師：東京電力スタッフ

<2部>14:10～14:50

賢い併用住宅経営 最新事例紹介
講師：積水ハウススタッフ



T&D



企業がつづく
チカラになりたい。

企業のために、経営者とともに。

大同生命

新宿支社/東京都新宿区新宿4-3-25
(オリックス新宿ビル6F) TEL 03-3357-5221

人がすべての
街づくり
夢づくり

SEIBU
西武信用金庫

西武信用金庫 杉並区内 支店ネットワーク

阿佐ヶ谷支店 ■(03)3337-3221 ■杉並区阿佐谷北 4-23-7

阿佐ヶ谷南支店 ■(03)3391-7111 ■杉並区阿佐谷南 3-32-18

浜田山支店 ■(03)3313-8201 ■杉並区浜田山 3-26-16

荻窪支店 ■(03)3393-1521 ■杉並区荻窪 5-28-16

荻窪西口支店 ■(03)3220-2111 ■杉並区上荻 1-16-4

杉並営業部 ■(03)3301-7111 ■杉並区上荻 4-29-15

下井草支店 ■(03)3394-2311 ■杉並区井草 1-1-1

久我山支店 ■(03)3332-3301 ■杉並区久我山 4-2-2

西荻窪支店 ■(03)3335-7111 ■杉並区西荻南 3-8-6